

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康増進に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大衡村は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

大衡村長

公表日

令和8年1月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	健康増進に関する事務	
②事務の概要	・健康増進法に基づき、生活習慣相談や栄養指導、その他の保健指導等の事業を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①事業対象であることの確認または通知 ②事業利用の申込や減免申請の受理 ③事業提供の際に必要な個人情報の確認 ④事後指導や結果(記録)の保存及び管理	
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
住民健診情報ファイル、保健指導情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第1の第76項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉課	
②所属長の役職名	健康福祉課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒981-3692 宮城県黒川郡大衡村大衡字平林62番地 大衡村役場 総務課 電話:022(345)5111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒981-3692 宮城県黒川郡大衡村大衡字平林62番地 大衡村役場 健康福祉課 電話:022(345)0253	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行っている。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署①部署	保健福祉課	健康福祉課	事前	機構改革による
平成28年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署②所属長	保健福祉課長 和泉 文雄	健康福祉課長 残間 文広	事前	機構改革、人事異動による
平成28年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉課	健康福祉課	事前	機構改革による
令和1年5月1日	5. 評価実施期間における担当部署②所属長	健康福祉課長 残間 文広	健康福祉課長	事後	様式変更による
令和1年5月1日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数(いつ時点の集計か)	平成27年7月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	最新期日の更新による
令和1年5月1日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数(いつ時点の集計か)	平成27年7月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	最新期日の更新による
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策	なし	項目追加	事後	様式変更による
令和5年8月1日	I.1.③(システムの名称)	団体内統合宛名システム	宛名システム	事後	
令和5年8月1日	I.3	番号法第9条第1項 別表第一 76項	行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法	事後	
令和5年8月1日	Ⅱ.1(事務の対象人数)	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	最新期日による対象人数の見直し
令和5年8月1日	Ⅱ.1(いつ時点の計数か)	平成31年3月31日時点	令和5年7月31日時点	事後	最新期日の更新による
令和5年8月1日	Ⅱ.2(いつ時点の計数か)	平成31年3月31日時点	令和5年7月31日時点	事後	最新期日の更新による
令和7年11月1日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数(いつ時点の集計か)	令和5年7月31日時点	令和7年10月31日時点	事後	最新期日の更新による
令和7年11月1日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数(いつ時点の集計か)	令和5年7月31日時点	令和7年10月31日時点	事後	最新期日の更新による
令和7年11月1日	8. 人手を介在させる作業			事後	様式変更による
令和7年11月1日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策			事後	様式変更による